

増 成 牧

物上保証人が債務者の承認により被担保債権について生じた
消滅時効中断の効力を否定することの許否（消極）

平成七年三月一〇日最高裁第二小法廷判決（平成六年（オ）二二三二五号土地根抵当権設定登記抹消登記手続請求事件）判例時報一五二五号五九頁、判例タイムス八七五号八八頁、金融商事判例九六九号一四頁、金融法務事情一四二一—号一二七頁

一 事実の概要

本件被告であるY（北海道商銀信用組合。控訴人、被告）は、昭和五二年七月一四日、訴外Aに対し六〇〇万円を貸与した（その後さらに、昭和五三年四月六日には一五〇万円、昭和五四年四月三〇日には八〇〇万円を貸与している。これらをあわせて以下「本件債権」と称す。）。同日Yは、訴外Bの所有する土地（以下「本件土地」と称す。）について、Yの訴外Aに対する信用組合取引による一切の債権、手形債権、小切手債権を担保

するため極度額六〇〇万円の根抵当権の設定を受け（以下「本件根抵当権」と称す）、これについての登記を得た（以下「本件登記」と称す）。昭和六三年三月二十九日、B'の死亡によりBが本件土地を相続した。平成四年一月二日、Bに対して債権を有する本件原告であるX（被控訴人、上告人）が本件土地について行った強制競売の申立を受けて旭川地裁は強制競売開始決定を行い、同月五日に差押登記がなされた。同年一月二〇日にYに対し配当要求の終期を定めて通知がなされたので、その頃Yは差押の事実を知り、その後二週間を経過したことで本件根抵当権の担保すべき債権が確定した。XはBに対し計二〇〇万円余の確定判決による債権を有するところ、Bに弁済の資力がなないので、債権者代位権に基づき、本件根抵当権は右確定によって被担保債権は存在せず消滅したとして、本件登記の抹消登記手続を求めたのが本件訴訟である。Yは、本件根抵当権によって担保されるべき債権（本件債権）が有効に存在すると抗弁し、これに対しXは、本件債権はAの経営する果樹園の営業資金の借入れを目的とするもので商事債権として五年の消滅時効にかかること、本件債権は昭和六一年三月一八日の債務承認により時効が中断したがその翌日より起算して五年が経過していること、平成五年三月八日の第一審口頭弁論期日においてXはYに対し時効を援用する意思表示をした、と再抗弁した。これに対し、Yは、Aが昭和六二年一月八日、昭和六三年六月七日、平成三年四月一八日及び平成四年一月二三日にも本件債権について債務の承認をしたと再々抗弁した。

二 訴訟の経緯

1 第一審（旭川地裁平成六年四月六日）

詳細不明。Y控訴。

2 第二審（札幌高裁平成六年九月一三日判決金判九六九号一六頁）

原判決取消。被控訴人Xの請求棄却。

理由は次のようである。Aは商法四条二項により商人とみなされ、本件債権はAがその営業のためにした金銭消費貸借により発生したものである。Aは商法五〇三条、五二二条により商事債権として五年の消滅時効にかかる。本件債権についての消滅時効は、Xが自認する昭和六一年三月一八日だけでなく、Yが主張する昭和六三年六月七日、平成三年四月一八日、平成四年一月二三日にもAによる債務承認が認められ、それにより順次中断している。本件債権は有効に存在しているのでXの根拠当権消滅を理由とする本訴請求は理由がない。Xは債権者代位権に基づきBの有する本件債権についての時効援用権を代位行使することができるとしても、それはBの有する本件債権についての時効援用権を代位行使するものであり、本件根拠当権は本件債権と別個に時効消滅することはないから、本件債権について時効中断が認められる以上、Xは時効を援用することはできない。なお、Xは本件債権について昭和六一年三月一八日の債務承認により時効が中断していることを権利自白しているので、本件債権の各弁済期を起算日とする五年の消滅時効を認めることは弁論主義に反して許されない。

3 上告理由

民法一四五条の解釈適用を誤った違法がある。最高裁昭和四二年一〇月二七日判決民集二一巻八号二一一〇頁に反する。すなわち、同判決は、債務者が貸金債務を承認しもって時効利益を放棄したのでそれを担保する第三者提供の土地建物についての譲渡担保も消滅しないとした原審に対し、時効利益の放棄の効果は相対的であり、被担保債権の消滅時効完成の主張を妨げる理由にはならず、債務者の時効利益の放棄は当該債務者のために自己所有物を弱い譲渡担保に供した者に影響を及ぼさないとした。債務承認の効果は相対的であることは、時効利益

の放棄におけると時効中断におけると異なる理由はないから、原審は前掲最高裁昭和四二年判決に反する。

4 最高裁

上告棄却。

「他人の債務のために自己の所有物件につき根抵当権等を設定したいわゆる物上保証人が、債務者の承認により被担保債権について生じた消滅時効中断の効力を否定することは、担保権の付従性に抵触し、民法三九六条の趣旨にも反し、許されないものと解するのが相当である。右判断は、所論引用の判例に抵触するものではない。」

三 検 討

1 はじめに

古く大審院時代の判例（大判明治四三年一月二五日民録一六輯二三頁）は、時効の援用権者を「時効ニ因り直接ニ利益ヲ受クヘキ者」に限られるとし、たとえば自ら所有する不動産に抵当権を設定した物上保証人のような者が被担保債権の消滅時効を援用することは認められない旨判示した（事案は抵当不動産の第三取得者の時効援用権が問題となったもので、傍論として述べたもの⁽¹⁾）。しかし、これに対しては、早くから有力学説により批判がなされ、その後、多数の学説⁽³⁾が物上保証人・抵当不動産の第三取得者の時効援用権を肯定すべき旨説くに及んで、戦後、最高裁は態度を改め、時効援用権者の範囲を徐々に拡大してきた。すなわち、まず本件上告理由でも引用された最判昭和四二年一〇月二七日民集二二巻八号二一一〇頁⁽⁴⁾は、自らの財産を弱い譲渡担保に供した者（物上保証人）のする主債務の消滅時効の援用を認め、続いて最判昭和四三年九月二六日民集二二巻九号二〇〇二頁⁽⁵⁾は、他人の債務のために自己所有物件に抵当権を設定した物上保証人による主債務の消滅時効の援用が認

められることを前提に、この物上保証人に対する債権者が物上保証人に代位して主債務の消滅時効を援用することを認めた。さらに、最判昭和四八年一月二四日民集二七卷一五八六頁は、⁽⁶⁾ 抵当不動産の第三取得者による被担保債権の消滅時効の援用を肯定し、最判昭和六〇年一月二六日民集三九卷七号一七〇一頁は、⁽⁷⁾ 仮登記担保不動産の第三取得者による被担保債権の消滅時効の援用を肯定した。平成になって、最判平成二年六月五日民集四四卷四号五九九頁は、⁽⁸⁾ 売買予約に基づく所有権移転請求権保全の仮登記に後れる抵当権者による予約完結権の消滅時効の援用を肯定し、最判平成四年三月一九日民集四六卷三三二二頁は、⁽⁹⁾ 売買予約に基づく所有権移転請求権保全の仮登記つき不動産の第三取得者による予約完結権の消滅時効の援用を肯定した。時効援用権者の範囲を拡大する以上のような判例の態度については、有力学説⁽¹⁰⁾ による批判も見られるが、多数説は判例を支持しており、それが通説であるともいわれている。⁽¹²⁾ 私見としても、物上保証人による被担保債権の時効援用を肯定するのが妥当と考える。というのは、有力学説が説くところである、義務者といえどもいつまでも権利不行使という不安定な状態におかれるべきではないという要請から義務者は義務を履行すべきであるという原則を修正して権利消滅を認めるのが時効制度である⁽¹³⁾ という命題は、物上保証人（もつとも義務者ではなくたんに責任を負うにすぎないが）のような最終的な責任負担者でないような者に関してはまさしく当てはまると思われることから、債務者が時効利益を放棄して義務をなお負い続けるときにあっても、物上保証人は責任から解放されることになるとされるのが妥当と思われるからである。

このように物上保証人にも被担保債権の消滅時効の援用を肯定すると、債権者としては、債権を保全するために時効中断措置をとらなければならなくなる。時効の法定中断事由として、民法一四七条は、一号で請求、二号で差押・仮差押・仮処分、三号で承認をあげる。物上保証人との関係でこれを見ると、まず一号の請求は、義務

者に対して権利を主張し義務の履行を求めるようなものをいい、またその権利主張が債務者に到達することが予定されているものをいうとする最高裁（平成元年一〇月一三日判決民集四三巻九号九八五頁）⁽¹⁴⁾の理解からすると、被担保債権につき支払義務を負う債務者に対してなされる請求が必要であつて、義務を負わない物上保証人に対してはそもそも被担保債権の履行請求はできないのであるから、これにより中断が生じることにはないことになる。次に二号によつては時効中断が生じよう。すなわち、最判昭和五〇年一月二二日民集二九巻一〇号一五三七頁が、「⁽¹⁵⁾抵当権実行のためにする競売法による競売は、被担保債権に基づく強力な権利実行手段であるから、時効中断の事由として差押と同等の効力を有すると解すべきことは、判例（括弧内省略）の趣旨とするところである。」としているからである。もつとも、同判決が、物上保証人に対する差押（＝⁽¹⁶⁾抵当権の実行）により物上保証人との関係で被担保債権の消滅時効が中断するとしたものか、必ずしも明らかでない。ただ、上述引用部分に続く判示を含め全体として同判決を見た場合、同判決の眼目はむしろ、債権者が債務者以外の者（＝物上保証人）に対して差押（＝⁽¹⁷⁾抵当権の実行）をなした場合でも、それが債務者に通知されれば民法一五五条により債務者に対する関係でも被担保債権の時効中断が生じることが認められることを明らかにした点にあると思われ、仮に債務者に対する通知がなされず債務者との関係で被担保債権の時効中断が生じなかったならば被担保債権が時効消滅することに伴い付従性の結果として担保権も消滅することをむしろ前提にしているように思われることからは、上のような意味での「⁽¹⁸⁾相対的」中断を考えているものではないように思われる。現行民事執行法上は、競売開始決定を債務者に送達することになっている（民事執行法四五条二項。担保権の実行としての競売の場合は、同一八八条が同四五条二項を準用する。）。したがつて、物上保証人に対して担保権の実行措置をとれば、債務者との関係でも被担保債権が時効中断することがありうる。ただし、最高裁の判例によると、民法一五五条を介し

て物上保証人に対する担保権の実行により被担保債権の時効中断効を生じさせるためには、債権者からの競売申立を受けてなされた執行裁判所の競売開始決定の正本が債務者に到達しなければならぬのであり（最判平成七年九月五日民集四九卷八号二七八頁⁽¹⁶⁾）、また、被担保債権の時効期間満了前に送達されることが必要であるのである（最判平成八年七月一二日民集五〇卷七号一九〇一頁⁽¹⁷⁾）⁽¹⁸⁾。このように民法一四七条二号により時効中断は生じうるといえようが、被担保債権の時効完成までに担保権の実行申立を受けてなされた競売開始決定の正本が債務者に到達するか、あるいは民法一五五条所定の通知が債務者に到達する必要があるものであり、この点では、二号による中断にも制約があるといわざるをえない。最後に、三号の承認である。最高裁（昭和六二年九月三日判決金判八二五号三頁⁽¹⁹⁾）は、「物上保証人が債権者に対し当該物上保証及び被担保債権の存在を承認しても、その承認は、被担保債権の消滅時効について、民法一四七条三号にいう承認に当たるとはいえず、当該物上保証人に対する関係においても、時効中断の効力を生ずる余地はない」としているので、三号の承認によつては時効中断を望むことはできない。

以上からすると、被担保債権を物上保証人との関係で時効中断させる方法はかなり限られているといえる。そこで、債務者との関係で行われた被担保債権の時効中断の効力が物上保証人との関係にも及ぶかがとりわけ実務上は重要な関心事となつていた。⁽²⁰⁾

本判決は、この点に関し、「物上保証人が、債務者の承認により被担保債権について生じた消滅時効中断の効力を否定することは、……許されないものと解するのが相当である。」として、債務者の承認による時効中断の効力が物上保証人にも及ぶことを明らかにした最上級審としてはじめての判断であり、実際上の意味は極めて大きいといふことができる。

2 本判決の結論について

学説の中には、債務者が承認することにより被担保債権が時効中断するとしても、時効中断の効果は「相対的」であり物上保証人との関係では生じないと説く有力学説もある。⁽²¹⁾ 民法一四八条がその旨を定めていると理解するものであり、時効中断の「相対効」を、時効利益の放棄・援用における「相対効」と同様の意味に解する見解といえる。上告理由も同旨を主張する。

これに對して、多数の学説は、その理由づけは様々であるが、債務者との関係で生じた時効中断効が物上保証人には及ばないというのは妥当でないと考えている。⁽²²⁾ これまでに出された本判決の評釈を⁽²³⁾みても、結論的に本判決を支持するものばかりである。私見としても、1でみたように、債権者が物上保証人との「相対的」関係で被担保債権の時効中断をとる手段がほとんど存しないことを考えると、結論的には、本判決は妥当であると考ええる。

3 本判決の理由づけについて

それでは、本判決の結論を導く理由づけはどうか。本判決は、担保権の付従性に抵触すること、民法三九六条の趣旨にも反することとを理由としてあげた。

(1) 付従性

そもそも担保権の付従性とはどういうことであろうか。今日の担保物権法の体系書のいくつか(我妻栄『新訂担保物権法』一四頁、星野英一『民法概論II』三四五頁、川井健『担保物権法』五頁、鈴木祿弥『物権法講義二訂版』一四〇頁、柚木馨・高木多喜男『担保物権法(第三版)』九頁、槇悌次『担保物権法』二二頁、道垣内弘人『担保物権法』一〇頁、椿寿夫編『担保物権法』一三頁(椿寿夫執筆)、近江幸治『担保物権法(新版)』一三頁)をみると、概ね次のように理解されているといえよう。すなわち、担保物権は債権の回収が安全・確実に

なされるための制度であるから、担保物権の発生には被担保債権の存在を必要とし、債権が消滅すれば目的を失って担保物権も消滅するというような性質を付従性という、というようにである。以上からは、付従性という概念が持ち出されてくるときには、二つの権利（被担保債権と担保物権）の存在を前提とし、一方がなければ他方もないというような二つの権利の相互の関係のあり方を示す概念として用いられているように思われる。だとすると、本件で問題となっているような、被担保債権の時効中断が債務者との関係で生じた場合に、その効力が物上保証人にも及ぶかどうかという局面に、そのままあてはめることができるものであろうか。この局面では、被担保債権という一つの権利だけが問題となっているにすぎないのである。仮に、最高裁が「担保権の付従性に抵触」という表現でもって意味しようとしたところを、担保権は被担保債権の回収を安全・確実にするために存するものであるところ、債務者の承認により被担保債権が存続するにもかかわらず、物上保証人にはその中断効が及ばないとして物上保証人による主債務の時効援用が認められ担保権だけが消滅することになるのは、担保の目的を果たさない結果となって妥当でなく、被担保債権が存続する限りはできるだけ担保権の存続をはかるべきであるということ述べようとしたと解すると、⁽²⁴⁾確かにそのいわんとする内容には頷けるし、あるいはこのような意味も付従性概念には含まれているのかも知れないが、そうはいえ従来から用いられてきた付従性概念の通常の意味を超えるものであるといわざるを得ないように思われるのである。⁽²⁵⁾

(2) 民法三九六条の趣旨

次に、民法三九六条の趣旨に反することを理由とする点についてである。

民法三九六条がそもそも何を定めた条文と解するかについては見解の対立がある。

まず、対立の大前提として、民法一六七条にいう財産権に担保物権が含まれるかどうかの問題がある。判例

(大判昭和十五年一月二六日民集二二巻二一〇〇頁) は担保物権をも含むとするが、学説は、含むとする説(柚木馨¹高木多喜男『担保物権法(第三版)』四二〇頁、清水誠「抵当権の消滅と時効制度との関連について」加藤一郎編『民法学の歴史と課題』一八一頁)と、含まないとする説(我妻栄『新訂民法総則』五〇〇頁、来栖三郎・判民昭和十五年度七六事件一七七事件、有泉亨・民商一三巻五号八頁、槇悌次『民法総則』二三四頁、四宮和夫『民法総則第四版』三〇二頁、磯村保・私法判例リマックス七号一九頁)とに分かれる。今日では後者が有力であるといえる。

次に、以上のこととも関係して、民法三九六条の意味については、次のような考え方に分かれる。第一に、担保物権も民法一六七条二項によって時効消滅することを民法は認めているとしながらも、民法三九六条を民法一六七条二項の例外を定めるものと位置づける考え方がある。この見解では、民法三九六条によって債務者及び抵当権設定者との関係では被担保債権と離れて抵当権が時効消滅することはないが、同条の反対解釈からは、抵当不動産の第三取得者のような債務者および設定者以外の者との関係では抵当権が被担保債権と離れて時効消滅することがあることを認める(前掲大判昭和十五年一月二六日。柚木馨¹高木多喜男・前掲書四二〇頁、清水誠・前掲論文)。第二に、担保物権は民法一六七条二項のその他の「財産権」には含まれず、したがって消滅時効の対象適格性がそもそもなく、抵当権は債権に從たる権利であり主たる権利である被担保債権と離れてそれ自身が独立して時効消滅することはないとする基本的前提に立ち、民法三九六条はこの原則を確認的に定めたものとするが、ただ、民法三九六条の反対解釈は認められ、したがって、債務者および抵当権設定者以外の者に対する関係では、被担保債権とはなれて抵当権のみが時効消滅することもありうるとする考え方があり(我妻栄『新訂担保物権法』四二二頁)。第三に、民法三九六条は抵当権が債権の從たる権利として被担保債権と離れて時効消滅

滅することを認めない旨さだめたものであり、民法三九七条がこれを受けて抵当権が特に債権と独立して時効消滅する場合を規定したものと理解し、抵当権の時効消滅はもっぱらこれら二つの条文で処理するものと民法は考えたとする考え方である（来栖三郎・判民昭和一五年度七六事件一一七事件、有泉亨・民商一三卷五号八頁、星野英一『民法概論Ⅱ』二九三頁、道垣内弘人『担保物権法』一八六頁）。

以上のように見解は対立し、民法三九六条の趣旨というとき、それがいったい何を意味するのかは、必ずしも一義的に明らかというわけではない。とはいえ、それはさておき、以上にみた見解はいずれも民法三九六条を抵当権の時効消滅（正確には、被担保債権とはなれて抵当権が時効消滅するかどうか）に関する条文であると理解している。ここでも被担保債権と抵当権という二つの権利の存在を前提し、（債務者および抵当権設定者との関係に関してであるが）被担保債権が消滅しない間に抵当権が単独で時効により消滅することがあるかどうかの問題について一定の定めを行っている条文と見られるのである。だとすると、民法三九六条からは、被担保債権が時効中断により消滅しないときにはそれを担保する抵当権も消滅しないことは出てくるとしても、主債務者の承認により被担保債権が時効中断した場合に、その効力が物上保証人にも及び、被担保債権が物上保証人との関係でも中断するかどうかという問題について、解答をこの条文から直接引き出すことはできないように思われる。

そこで、本件最高裁は、民法三九六条が被担保債権と同時になければ抵当権は消滅しないとしている点を捉えて、被担保債権が時効中断により債務者との関係で存続する場合に、その中断効が物上保証人との関係には及ばず、したがって物上保証人は独自に被担保債権の消滅時効を援用でき、ひいてはそれを担保する抵当権も付従性により消滅するとなるのは妥当でないということをいわんとして、民法三九六条の趣旨に反するものと思

われる。

最高裁がいわんとするところの内容はよく理解することができ、それが実質的に妥当であるとしても、それを民法三九六条と結びつけて表したことは問題があるのでないか。すでに見たように、大審院の判例（前掲大判昭和一五年一月二六日）は、民法三九六条が債務者および抵当権設定者との関係においてのみ適用があり、抵当不動産の第三取得者には適用がないとしており、この判決が今日でも生きていけるとすると、抵当不動産の第三取得者との関係では、必ずしも民法三九六条の趣旨に反するとはいえないことになって、この場合にはあるいは別の解決が導かれるかのような誤解をもたらす。また、ある有力学説が説くように、担保権設定者が権利質を設定した場合には、民法三九六条の適用がないことから、異なった扱いをするものなのかどうか疑問を残してしまふのである。いずれの場合にも被担保債権が時効中断により存続する限りは担保権は消滅しないと考えるのであれば、抵当権に関する民法三九六条を持ち出すのでなく、担保権一般に共通する性質を拠り所にするほうが適当であつたように思われる。

4 学説におけるその他の理由づけ

学説では、本判決が示した以上の理由づけに加えて、民法四五七条一項の類推を説く見解と、民法一四八条の意味からする解釈による見解がある。⁽²⁷⁾

(1) 民法四五七条一項類推説

民法四五七条一項類推説を早くから説くのは、柳川俊一裁判官（金法七二三号一四頁）である。もともと、直接には抵当不動産の第三取得者との関係での時効中断の問題を論じるものである。すなわち、「問題は、第三取得者が抵当不動産を取得した後に、債務者のもとに生じた時効中断の効力を第三取得者が受けるかということ

ある」とされ、もし時効中断の効力が第三取得者に及ばないとすると不合理な結果が生ずるとした上で、それを避けるには、「第三取得者に固有の援用権を認めないか、または債務者のもとに生じた時効中断の効力を第三取得者にも及ぼさせるか、いずれかの方途を選ばねばならない」とし、「後者を選んだ場合には形式的な理由づけをどうするかは若干問題である」が、「しかし、抵当権の付従性と保証債務の付従性との類似性に着目し、保証債務に関する民法四五七条一項の規定を類推適用することを考えてもよいのではあるまいか。」と説かれる。そして、同文末尾に付された(注11)において、「物上保証人についても同様のことがいえるのではあるまいか」とされるのである。

保証と物上保証とは、法形式はともかく、いずれも被担保債権を担保する制度として共通項で括れることから、今日、民法四五七条一項類推説を支持する学説が多数存する⁽²⁸⁾。

ところで、民法四五七条一項は何を定めたものか。民法四五七条一項は、「主たる債務者ニ対スル履行ノ請求其他時効ノ中断ハ保証人ニ対シテモ其ノ効力ヲ生ス」と規定する。この文言からは、主たる債務の時効中断があれば主たる債務が保証人との関係でも時効中断するという意味を定めたものとも解釈できるようにみえる。しかしながら、今日の債権総論の体系書のいくつか(於保不二雄『債権総論(新版)』二七六頁、奥田昌道『債権総論(増補版)』四〇二頁、前田達明『債権総論(第三版)』三六六頁、潮見佳男『債権総論』三〇一頁、内田貴『民法Ⅲ』三一九頁)をみると、民法四五七条一項は主たる債務について時効中断が生じた場合にそれが保証債務にも及ぶことを特に政策的に定めた規定と理解している⁽²⁹⁾。いうならば、民法四五七条一項においても、主債務と保証債務という二つの権利義務関係の存在を前提として、本来ならばそれぞれは別個の権利義務であることから別個に時効中断を考えるべきところ、保証債務の存在理由(主債務を担保する)からして、主債務に中断が生

じた場合には保証債務にも中断効が及ぶことを規定したものと理解しているのである。だとすると、仮に本条を類推適用することからは、被担保債権について時効中断が生ずれば従たる権利である担保権にも中断効が及び時効消滅することはないということも導けても、被担保債権について主債務者との関係で時効中断があればそれは物上保証人との関係でも中断したことになるというような意味での「相対的」中断効を導くことはできないように思われる。あくまで複数当事者間に存する権利関係の形式を尊重しつつ条文の類推を考えるとすれば、そういわざるを得ないように思われるのである。

(2) 民法一四八条の意味からする解釈による説

松久三四彦教授の最近の研究⁽³⁰⁾によると、民法一四八条の意味としては二つの理解の仕方があるという。一つは、ある権利について時効中断が発生した場合にその利益または不利益を受ける者の範囲を定めたものであり、それは当事者（つまり中断行為に関与した者）及びその承継人に限られることを定めたものと理解する仕方（第一の意味）であり、もう一つは、中断行為に関与した当事者間に存する法律関係だけが時効中断の効力を生ぜしめるのであって、それ以外の別個の法律関係にこの中断効が及ぶものでないことを定めたものと理解する仕方（第二の意味）である。そして、この最近の研究は、民法一四八条の沿革、立法過程、起草者意思を丹念に調査・検証し、判例・学説を整理・分析し、具体的妥当性を検討した上で、次のように結論づける。すなわち、「民法一四八条は次のような規定であると考え。まず、本条の『当事者』は、本条が『第二の意味』の規定であることと表していると解すべきである。次に、本条が『承継人』の語も含むのは、ボアソナードがその草案において、『当事者』に生じた時効中断の効力は承継人に承継されるという意味で『承継人』の語を加えたものが、そのまま残ったものと推測される。したがって、本条は、『第二の意味』とともに、当事者に生じた中断の効力は承継

人に継承されるという二つのことを意味していると解すべきである⁽³¹⁾。と。松久教授が説くように、民法一四八条は第二の意味を定めた規定と理解すると、第一の意味を定めたものと理解したときには主債務に生じた時効中断効が保証人にも及ぶというような例外規定がない限り原則に戻って当事者以外の第三者には及ばないというような形で「相対的」に処理しなければならないことが帰結される⁽³²⁾とは異なって、主債務（被担保債権）に時効中断効が生じた場合には、それと別個の権利である保証債権（担保権）には例外規定がなければ中断効が及ぶことはないが、主債務に時効中断効が発生したことは、主債務の当事者である債権者・債務者だけでなく、一定の利害関係を有する保証人、物上保証人のような当事者以外の第三者もそれを受け容れなければならないとする余地をもたらしことになる。

判例においても、下級審であるが最近のものには、主債務の時効中断効が物上保証人にも及ぶとする理由づけの中で、民法一四八条を第二の意味を定めたものと解すべきとしたものがある⁽³³⁾。

この点どう解するか。最近の研究の成果をここで評価する能力を有しないが、今日の民法総則の体系書のいくつか（我妻栄『新訂民法総則』四七三頁、幾代通『民法総則（第二版）』五九五頁、星野英一『民法概論Ⅰ』二七〇頁、四宮和夫『民法総則（第四版）』三二八―三二九頁、内田貴『民法Ⅰ』二七三頁、川井健『民法概論Ⅰ』三九二―三九三頁）が説くように、民法一五五条、二八四条二項、二九二条、四三四条、四五七条を民法一四八条の例外規定と理解すること、それに加えて、先にも見たように、民法四五七条一項の意味を今日の債権総論の体系書が説くところの理解を前提とするならば、民法一四八条は基本的には第二の意味を定めたものと解するのが、少なくとも今日の学説の理解を前提として民法の条文相互を体系的・整合的に解釈することになると思われるので、第二の意味を定めたものと解しておきたい。

5 結びに代えて

これまで述べてきたところを要約し、加えて私見として若干の付言をして結びに代えたい。

まず、本判決の結論、すなわち、他人の債務のために自己所有物件につき根抵当権を設定したいわゆる物上保証人が債務者の承認により被担保債権について生じた消滅時効中断の効力を否定することは許されなかった点については、妥当であると考えられる。というのは、義務者といえどもいつまでも権利不行使という不安定な状態におかれるべきではないという要請から義務者は義務を履行すべきであるという原則を修正して権利消滅を認めるのが時効制度であると今日の有力学者によって説かれるところは、最終的な義務（責任）の負担者でないような者、たとえば物上保証人のような場合には、まさしく当てはまるものと思われることから、このような物上保証人に被担保債権の消滅時効援用権を肯定するのが妥当であると思われるが、そうすると、債権者は物上保証人との関係で被担保債権の時効中断措置をとらなければならないが、しかしながら、現行制度上はその方法が極めて限られているのであり、したがって、債権者が債務者との関係で被担保債権の時効中断措置をとったのにそれが物上保証人にはならぬ影響しないとするのは妥当とは思われなからである。

しかし、その理由付けとして、付従性、民法三九六条の趣旨を持ち出したことは必ずしも適当と思われぬ。まず、付従性への抵触を理由とした点について、先に見たように、付従性という概念が用いられる場面というのは、主債務と保証債務、被担保債権と担保権というように、それぞれ独立した別個の二つの権利（義務）関係の存在を前提とし、一方の権利に生じた事由がもう一方の権利にも影響を与えるかどうかという局面の問題を扱うものと（少なくとも伝統的には）考えられてきたと思われる、そして、本件で問題となったところの、被担保債権について、債務者との関係で生じた時効中断効が物上保証人との関係でも効力を有するかという問題の局面では、

ここで問題とされている権利は被担保債権ただ一つだけであつて、関係する複数当事者間に存する権利関係の形式に着目したときに、付従性の概念が予定する場面とは状況が異なると思われるからである。次に、民法三九六条の趣旨に反するとした点についても、第一に、同条がなにを定めた条文であるかについては見解の対立もあり一義的に明らかでないとはいへ、ここにおいても被担保債権と抵当権という二つの権利関係の存在が前提とされていると解するならば、付従性に関して述べたところと同様の難点が存すると思われるし、第二に、抵当不動産の第三取得者との関係では民法三九六条の適用がないとした古い大審院判例を前提とすると、被担保債権につき債務者の承認があつても、抵当不動産の第三取得者との関係ではその中断効が及ばないと帰結されるのではないかという疑問が拭えず問題であるし、第三に、物上保証人との関係をみても、それが権利質を設定した者である場合には、民法三九六条の適用がないことから、この場合にも中断効は及ばないとの帰結が残されている点で不都合であるという問題があるのである。

それでは理由付けとしてどう説明するのが適當か。まず、民法四五七条一項類推説は支持できない。この説においても、民法四五七条一項についての今日の債権総論の体系書が説くところをもとにすると、二つの権利関係（主債務と保証債務）の存在を前提とし、それらの影響関係について定めるものであり、だとすると、付従性の概念、民法三九六条を用いる場合の問題として述べたところと同様の批判が成り立つからである。

結論的には、民法一四八条の解釈による説が妥當と思われる。民法一四八条の意味に関しては、同条の文言からすれば、鈴木説のいうような「相対効」を定めていると解し得なくもないが、しかしながら、今日の債権総論の体系書が説くところの民法四五七条一項の意味、加えて民法四五七条一項を民法一四八条の例外規定として位置づけるとする理解を前提とすると、松久説のような相対効（相互に関連性を有するところの二つ以上の権利が

存する場合に一方に生じた事由は他方に当然には影響しないという意味）を定めたものと理解するほうが、条文相互を整合的に理解するものと思われる。そして、民法一四八条を松久説のように解すると、中断が生じた当該権利に関しては、まさしくその権利に関して中断効が発生したのであり、その効力は当該権利の当事者だけでなく、保証人、物上保証人のような当該権利に一定の利害関係を有する第三者もそれを甘受せざるをえないものであるということが導かれるように思われるのである。以上に加えて、四宮博士は、時効の完成によって時効援用権が生じ、その援用権を行使することで時効の効果（権利の取得あるいは消滅）が生じるとする二段構成を説かれるが⁽³⁴⁾、このような理解からは、ある権利についての時効援用権は、ある権利の時効が完成した場合にはじめて生じるようなものということになる。時効援用権というものは時効完成の以前から将来援用権者として予定されている者が有しているというようなものでなくて、問題となっている当該権利の時効完成によってはじめて生じるというようなものと解すべきでないか。時効援用権の発生についての四宮説の理解と、民法一四八条の意味についての松久説の理解を前提とすると、時効が問題となっている権利につき中断が生じ時効が完成しない間は、誰との関係でも当該権利に関する時効援用権は発生しないということが導かれるのでないか。本件にあてはめてみると、被担保債権が債務者の承認によって時効中断されると、当該債権は誰との関係でも時効中断効が生じており、したがって時効援用権は発生することがないから、そもそも物上保証人による時効援用は認められないというように説明するのが、民法の条文あるいは基本的概念の意味の理解として今日の主な体系書が説くところをそれほど逸脱することなく、判例が採った結論を導くことのできる説明ではないかと考える。

(1) もっとも、大審院は、保証人（大判大正四年七月一三日民録二二輯一三八七頁、大判大正四年二月一日民録

二二輯二〇五一頁、大判大正五年二月二五日民録二二輯二四九四頁、大判昭和八年一月一三日民集二二巻二五二

- 頁)、連帯保証人(大判昭和七年六月二日民集一一卷一一八六頁)については、主債務の消滅時効援用権を肯定している。
- (2) 我妻栄「抵当不動産の第三取得者の時効援用権」民商三卷一号(昭一一)(同『民法研究II』(有斐閣、昭四一)一九九頁以下所収)。もつとも、抵当不動産の第三取得者の時効援用権を問題として論じるものである。
- (3) 川島武宜『民法講義第一巻序説』(岩波書店、昭二六)七三頁、於保不二雄『民法総則講義』(有信堂、昭二六)二九一頁(但し、「物上保証人にまでは及ぼさるべき」と説く)、柚木馨『判例民法総論下』(有斐閣、昭二七)三五一頁。
- (4) 解説・評釈として、森綱郎・法曹時報二〇卷二号三七二頁(『最高裁判所判例解説民事篇昭和四二年度』四九〇頁)、星野英一・法協八五卷一〇号一四七二頁(同『民事判例研究第二巻1総則・物権』(有斐閣、昭四六)一一〇頁以下所収)、川井健・民商五八卷五号七六九頁、福地俊雄・判例評論一一三号一一七頁、平井一雄・金判一〇三号二頁、水田耕一・金法五〇九号二五頁がある。
- (5) 解説・評釈として、吉井直昭・法曹時報二二卷一号一七〇頁(『最高裁判所判例解説民事篇昭和四三年度』七四四頁)、星野英一・法協八六卷一〇号一三八〇頁(同『民事判例研究第二巻1総則・物権』(有斐閣、昭四六)一一八頁以下所収)、内池慶四郎・民商六〇卷五号七五八頁(同『消滅時効法の原理と歴史的課題』(成文堂、平五)二六六頁)、川井健・判例評論一一二二号一二五頁、船越隆司・金判一四九号二頁、谷口茂栄・金法五四〇号一六頁、辻正美・ジュリスト増刊担保法の判例II三五一頁がある。
- (6) 解説・評釈として、大和勇美・法曹時報二六卷一〇号一八六四頁(『最高裁判所判例解説民事篇昭和四八年度』二四二頁)、野村豊弘・法協九二卷九号一二四八頁、石外克喜・民商七二卷三号五四五頁、岡本坦・判例評論一八七号一四四頁、柳川俊一・金法七二三号一四頁がある。
- (7) 解説・評釈として、加藤和夫・法曹時報四一卷三号一二八頁(『最高裁判所判例解説民事篇昭和六〇年度』四一

四頁)、加藤和夫・ジュリスト八五八号八二頁、米倉明・法協一〇七卷二二二号二〇七八頁、竹屋芳昭・民商九六卷四号五四一頁、松久三四彦・判例評論三三二二号一八六頁、遠藤浩・判例セレクト八六年一九頁、山川一陽∥益井公司・日本法学五二卷三三三号一六八頁がある。

(8) 解説・評釈として、魚住庸夫・法曹時報四四卷二二四号四八七頁(『最高裁判所判例解説民事篇平成二年度』一六七頁)、森田宏樹・法協一〇八卷八号一三三九頁、石田喜久夫・民商一一二卷一号九三頁、松久三四彦・判例評論三八八号一五九頁、松久三四彦・重要判例解説平成二年度六二頁、松久三四彦・法学教室一二四号九二頁、牧山市治・金法一二七八号一八頁、角紀代恵・判例セレクト九〇年二〇頁、副田隆重・法七四三四号一二二頁、永田真三郎・私法判例リマックス三三三号一八頁、青柳馨・判タ七六二二二二〇頁、西尾信一・手形研究四四八号五二頁、東法子・手形研究四六三三号一四頁がある。

(9) 解説・評釈として、井上繁規・法曹時報四六卷三三三号五六二頁(『最高裁判所判例解説民事篇平成四年度』一二四頁)、井上繁規・ジュリスト一〇〇八号八八頁、中田裕康・法協一一一巻二二七九頁、金山直樹・民商一〇七卷六号九一九頁、金山直樹・法学教室一四七号九二頁、半田吉信・判例評論四〇八号一九七頁、山本豊・重要判例解説平成四年度六八頁、山本豊・NBL五一八号六〇頁(『実務取引法判例(平成四年度版)』三四頁)、松本崇・金判九〇六号三九頁、松久三四彦・判例セレクト九二年一九頁、山野日章夫・法七四五号一二四頁、磯村保・私法判例リマックス七号一五頁、草野元己・ジュリスト一〇一六号一一一頁、高橋真・金法一三六四号四四頁、加藤学・判タ八二二二〇頁がある。

(10) 星野英一・法協八六卷一一号一三八四頁(同『民事判例研究第二巻一』(有斐閣、昭四六)一一二頁)、野村豊弘・法協九二巻九号一二四八頁、石田喜久夫・民商一一二巻一号一〇三頁。また、本件評釈である菅野佳夫・判タ八八一号七一頁以下も援用権の拡大に問題の本質があるとの認識である。なお、比較的早い時期のもので援用権者を限定的に捉えるものとして、中島弘道「時効制度の存在理由と構造(二・完)」法学新報六四巻五号三三二一頁がある。

- (11) 川島武宜編『注釈民法(五)』(有斐閣、昭四二)四六頁以下(川井健執筆)、幾代通『民法総則(第二版)』(青林書院、一九八四)五三九頁など。
- (12) 松久三四彦教授は、物上保証人・担保目的物の第三取得者による被担保債権の時効援用を認めるのが通説であるとする(松久三四彦「時効の援用権者」北法三八卷五・六合併号一五六―一三頁、水本浩編『注解法律学全集10民法 I(総則(2))』(青林書院、一九九五)二〇〇頁(松久三四彦執筆))。
- (13) 松久三四彦「消滅時効制度の根拠と中絶の範囲(一)」北法三一卷一―二七四頁―二七五頁、松久三四彦「時効制度」星野英一編集代表『民法講座Ⅰ民法総則』(有斐閣、一九八四)五七四頁。
- (14) 解説・評釈として、富越和厚・法曹時報四三卷二―五二七頁(「最高裁判所判例解説民事篇平成元年度」三二四頁)、富越和厚・ジュリスト九四九号八〇頁、松久三四彦・民商一〇三卷一―九七頁、徳本伸一・判例評論三七六号一八五頁、沼田寛・判タ七六二号二四頁、秦光昭・金法一二四六号四頁、塩崎勤・金法一二五九号一八頁、高森八四郎・私法判例リマークス二号一九頁、山田卓生・ジュリスト増刊担保法の判例Ⅱ三六〇頁がある。
- (15) 解説・評釈として、友納治夫・法曹時報二九卷一―一八七二頁(「最高裁判所判例解説民事篇昭和五〇年度」五一四頁)、星野英一・法協九四卷三―四一八頁(同『民事判例研究第三卷Ⅰ』(有斐閣、一九九〇)一―四頁以下所収)、片山克行・法学研究四九卷一―二一四四頁、荒木新五・ジュリスト増刊担保法の判例Ⅱ三五七頁がある。
- (16) 解説・評釈として、中田裕康・金法一四六〇号二八頁、秦光昭・NBL六〇五号六一頁、秦光昭・銀行法務21五二一―四頁、上野隆司・金法一四三八号四頁小田洋・銀行法務21五三二―一四頁、廣渡鉄・金法一四七六号二二頁がある。
- (17) 解説・評釈として、孝橋宏・ジュリスト一一〇五号一二二頁、松久三四彦・ジュリスト一一一三―三三〇頁(重要判例解説平成八年度)五六頁、半田吉信・判例評論四五九号一九六頁、生熊長幸・金法一四九二号二二頁小田洋・銀行法務21五三二―一四頁、廣渡鉄・金法一四七六号二二頁がある。

- (18) なお、民法一四七条二号の差押えにより時効中断効が生じる時期は、債権者が執行機関である裁判所又は執行官に対し執行の申立てをした時とされている(最判昭和五九年四月二四日民集三八卷六号六八七頁、遠藤浩他編『民法注解財産法第一巻民法総則』(青林書院、一九八九)七三二頁(松久三四彦執筆))。
- (19) 判時一三一六号九一頁、判タ七〇二号八三頁にも掲載。解説・評釈として、塚原朋一・ジュリスト九四〇号九四頁、松久三四彦・民商九八卷六号八三〇頁、半田吉信・判例評論三七三号一八四頁、塩崎勤・金法一二四七号一〇頁、平井一雄・私法判例リマックス一号二三頁、吉田光碩・判タ七一一号七六頁、吉田光碩・ジュリスト増刊担保法の判例II三五四頁、橋本英史・判タ七三五号三四頁、片岡宏一郎・手形研究四三三五号二二頁がある。
- (20) 実務では効力が及ぶことが当然のことと考えられてきたようである。たとえば、金融法務事情一三九八号の座談会とくに二七頁以下、上野隆司「時効中断の効力が生ずる範囲」手形研究三一九号九四頁、堀内仁「銀行取引と時効中断」金法一一二九号一〇頁など。
- (21) 鈴木祿弥『民法総則講義』(創文社、昭五九)二二二頁、篠塚昭次『前田達明編』新・判例コンメンタール民法2総則2』(三省堂、一九九一)一四一頁(荒川重勝執筆)。
- (22) 野村豊弘・法協九二卷九号一二五七頁(もつとも、直接には抵当不動産の第三取得者との関係で述べたもの)、大和勇美・法曹時報二六卷一〇号一八六八頁、柳川俊一・金法七二三号一七頁、四宮和夫「時効」谷口知平『加藤一郎編』新民法演習一総則』(有斐閣、一九五七)一四九頁、丸山昌一「被担保債権の消滅時効の中断」野田宏『後藤邦春編』裁判実務大系14担保関係訴訟法』(青林書院、一九九一)三七頁、松久三四彦「民法一四八条の意味」金沢法学三一巻二七三頁、水本浩編『注解法律学全集10民法I』(総則(2))』(青林書院、一九九五)二一六頁(松久三四彦執筆)など。なお、中田裕康・判例セレクト九五号一七頁は、学説の多数は本判決と結論は同じと述べる。
- (23) 菅野佳夫・判タ八八一号七一頁(物上保証人の被担保債権についての時効援用権をそもそも否定する立場。債権者の承認で時効が中断すると、後は付従性の効力により物上保証にも及ぼしうるか否かの問題だけが残るとされる)。

近江幸治・判例セレクト九五一年一九頁（民法四五七条一項の類推が妥当とされる）、山野目章夫・私法判例リマークス一二号一〇頁（民法一四八条の意味からする解釈によることを志向される）、難波孝一・NB L五八七号五九頁（民法三九六条を理由とする点はよく理解できるとされる）、半田吉信・金法一四六〇号二四頁（担保権の付従性とは、被担保債権とそのために設定された担保権とが運命をともにするとの趣旨であり、そのような付従性の一般的な要請から、被担保債権が債務者の承認によるにせよ時効中断されて存在する以上は、物上保証人は自己の設定した担保物がその引当てとならないことを主張しえないという結果が導かれるとされ、保証債務に関する民法四五七条一項も保証債務の付従性から切り離して捉えるべきでない」とされる）、片岡宏一郎・銀行法務21五三二号五一頁（半田説を基本的に支持される）、大沼洋一・判タ九二一三三三三四頁（判決の結論は正当とするも、論拠として民法三九六条の趣旨また付従性をあげることには検討の余地ありとされる）、高山満・金法一四七六号二四頁（判例支持か）。なお、石田喜久夫・金法一四六〇号二二頁は、本判決の結論にほとんど反対論をみないとされる。

(24) 難波孝一・NB L五八七号六一頁は、「本件で判決が念頭においている付従性は、被担保債権が存続する以上抵当権も存続するという趣旨と思われる」とし、山野目章夫・私法判例リマークス一二号一二頁も、被担保債権が存続する限りは可及的に担保権の存続を図るべきであるという意味が読み込まれているとする。

(25) 山野目章夫・私法判例リマークス一二号一二頁。

(26) 山野目章夫・私法判例リマークス一二号一三頁。

(27) この他、池田真朗教授は、援用の相対効は「時効完成を前提としてその援用を各援用権者が個別になしうるか否かの判断であり、これに対して時効完成の可否を判断する際の中断事由の有無の問題は相対的認定に親しまない事実であるから、両者を同視することはできないというべきである」として、本判決を妥当と評価される（同「保証と物上保証」法学教室一八三号五四頁）。

(28) 近江幸治・判例セレクト九五一年一九頁。椿久美子・金法一二六四号三五頁（なお、同「物上保証の課題」椿寿夫

編『担保法理の現状と課題』二四四頁も参照)、丸山昌一「被担保債権の消滅時効の中断」野田宏||後藤邦春編『裁判実務大系14担保関係訴訟法』(青林書院、一九九二)三七頁。

(29) もっとも、我妻栄『新訂債権総論』四八四頁、星野英一『民法概論Ⅲ』一八七頁からは、本文のようにいえるか必ずしも明らかでない。

(30) 松久三四彦「民法一四八条の意味」金沢法学三二巻二四一頁以下。その他、松久教授の論稿として、遠藤浩他編『民法注解財産法Ⅰ民法総則』(青林書院、一九八九)七二二頁(松久三四彦執筆)、水本浩編『注解法律学全集10民法Ⅰ(総則(二))』(青林書院、一九九五)二二六頁以下(松久三四彦執筆)がある。

(31) 松久三四彦「民法一四八条の意味」金沢法学三二巻二四一頁以下。

(32) もっとも、有力学説は、例外規定がなくとも事物の性質上中断の効力が他者に及ぶ場合があることを否定できないと説いている(四宮和夫「時効」谷口知平||加藤一郎編『新民法演習1総則』(有斐閣、一九六七)二四九頁)。

(33) 大阪高判平成五年一〇月二七日金判九四八号三〇頁。評釈として、菅野佳夫・判タ八六四号五六頁、近江幸治・私法判例リマックス一一号二八頁がある。

(34) 四宮和夫『民法総則(第四版)』(弘文堂、一九八六)二九三頁、三二〇―三二二頁。なお、船橋諄一博士も同様の考えをもたれるように窺われる(判民大正一三年一一三事件参照)。

(付記) 校正の段階で林錫璋「物上保証人と時効の中断」桃山学院大学経済経営論集三九巻一号一頁に接したが、十分いかすことができなかった。